専任の主任技術者の兼務要件の緩和について(お知らせ)

平成 26 年3月 26 日 長野市財政部契約課

建設業法施行令が規定する「同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。」場合について、国の取扱いに準じて要件を変更(緩和)するものです。

なお、下線(赤字)部分が変更点で、その他の要件等はこれまでと変更ありません。

1 概要

建設業法施行令第27条第2項に規定する「建設工事のうち密接な関係のある二以上の 建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについ ては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。」の運用に ついて、取扱いを変更(緩和)します。

なお、この取扱いは合冊入札方式又は随意契約により契約を締結する「契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。」の取扱いとは異なります。

2 兼務することができる建設工事

次に掲げる条件をすべて満たす工事は、同一の専任の主任技術者が管理することができるものとします。(ただし、監理技術者には適用されません。)

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

なお、相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の 相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合も含まれると判断して差支えないも のとします。

- (2) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- (3) 同一の建設業者が施工する場合であること。
- (4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までであること。

3 兼務の手続き

この規定により主任技術者を兼務しようとする場合は、「主任技術者兼務届」を、専任が必要な工事ごとに提出してください。(通常は、新たに受注し、兼務が発生する工事の契約時に契約書と併せて提出してください。)

4 実施時期

平成26年4月1日現在契約(施工)中の工事及び同日以降に契約を締結する工事から適用します。